

4 届出が予定されている店舗について

平成30年8月8日に■■■■から宅地開発の事前協議が提出されました。
■■■■店は、以下の写真のとおりで、他の店舗も概ね同様です。
店舗自体については、色彩基準を超えた色彩の使用割合が外観各面の5%未満になると見込まれますが、広告塔については5%以上となります。
広告塔の取扱いについて、協議願います。

なお、参考として以下の3案を提示いたします。

- 1 色彩基準を超えるので、山武市景観条例第10条(助言又は指導)に基づき、指導する。
- 2 色彩基準は超えているが、次ページのとおり商標が登録されているので、現状のとおり認める。
- 3 今回の規則改正において工作物としての定義から「広告板、広告塔」を削除する。